

被処分者の氏名又は法人名称	今井 栄
登録番号又は法人番号	20151039
所属する単位会	長野県行政書士会
事務所所在地	長野県佐久市猿久保 448-8
処分年月日	令和4年9月6日
処分内容（種類）	令和4年9月12日から1月間の業務の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、株式会社の顧問として、当該会社の労務管理業務について当該会社から委託を受けているものであるが、その事情を知らずながら令和3年3月21日頃から同年8月31日頃までの間、当該会社事務所において、労働時間が労働基準法の上限規制を超えた労働者について、上限以下となるよう、当該会社の代表取締役の指示により、内容虚偽の帳簿書類を作成し、当該者に提出した。</p> <p>この行為が、当該会社の代表取締役が行った上田労働基準監督署労働基準監督官への虚偽内容書類の提出、虚偽の陳述をほう助したとして、労働基準法第101条1項、120条4号及び刑法第62条1項、65条1項の規定により5万円の罰金刑に処された。</p> <p>このことは、行政書士法第14条の規定に該当するものと認められる。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第14条第2号